

青森県報

第二千六百四十一号

平成十八年
六月十六日
(金曜日)

目次

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	(障害福祉課)	一
保安林の指定	(林政課)	一
道路の供用の開始	(道路課)	二
道路の指定	(建築住宅課)	二
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
APR形警察移動通信システム移動無線機購入に係る一般競争入札	(警察本部 会計課)	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任	(中 南 地 域 民 局)	七
土地改良事業の工事の完了	(三 八 地 域 民 局)	七
土地改良区の役員の就任及び退任	(上 北 地 域 農 林 水 産 事 務 所)	七

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

 (事務局) : 八

告 示

青森県告示第四百八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四六の九	指定障害福祉サービス事業者	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四六の九	平成一八・六・一
居宅介護	グループホームすみれ荘	障害福祉サービスを行う事業所	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四六の九	
	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四六の九		南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四六の九	

青森県告示第四百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字蒲野沢字大森一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年七月十五日まで青森県農土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道二八〇号	東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢三三三から東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢三三三まで	平成一八・六・一六

青森県告示第四百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県農土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十六日

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市中央町二丁目六四の 一八三から 三沢市中央町二丁目六四の 一九三まで	三八・八〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一八・五・二
三沢市中央町二丁目六四の 六八から 三沢市中央町二丁目六四の 一四六まで	三八・九〇メートル	六・〇〇メートル	一八・五・二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）樋の口ショッピングセンター

弘前市大字樋の口二丁目八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 ロック開発株式会社

東京都千代田区神田佐久間川岸六七

代表取締役社長 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワード

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 その他は、未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年一月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八三五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三五五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) マックスバリュ東北株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

(二) 株式会社サンワード

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(三) その他小売業を行う者（未定分）

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場一及び二

午前八時三十分から午前零時三十分まで

(二) 駐車場三

午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年五月三十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年六月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協コスモス館

青森市大字石江字富田二三五の四八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 いとく浪岡店
 青森県知事 三 村 申 吾

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社伊徳
 秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 伊藤碩彦

三 意見の概要
 県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドリームサンワドー八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 福田眞幸

三 意見の概要
 県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月十六日から同年七月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

APR形警察移動通信システム移動無線機購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

APR形警察移動通信システム移動無線機 一一〇台

二 納入期限

平成十八年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二二一（内線二二四二）

2 入札書の提出期限

平成十八年七月二十七日 午後三時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

(二) 日時

平成十八年七月二十八日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十二条及び第三百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 証明書及び購入物品に係る製作仕様書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書提出期限の七日前までに青森県警察本部長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書提出期限の七日前までに青森県警察本部長に提出し、審査を受けなければならず、また開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応ずるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased

(1) Police Mobile Communications System

Mobile Radio 110sets

2 Time limit for tender :

3 : 00 P. M July 27, 2006

3 Contact point for the notice :

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-723-4211 (EXT, 2242)

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年六月十六日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	齋藤 博彦 今井 幸彦	弘前市大字石川字石川一三五の一 平川市松館浅井七五の一	平成一八・三・元 "

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年六月十六日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土 地 改 良 事 業 の 名 称	事 業 を 行 う 者	工 事 完 了 年 月 日
十七年災農地災害復旧事業	五八一 三 戸 町	平成一八・三・一〇
"	五八二 "	"
"	五八三 "	"

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年六月十六日

上北地方農林水産事務所長 小 山 田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	榎館 長吉 塚尾 光男 山本 敏雄 相馬喜代美 杉村 善吉 内山勝太郎	上北郡東北町大字新館字八幡四一の四八 七戸町字膝森二〇の七九 " 字十役野九一の三 東北町大字新館字八幡三 七戸町字七戸二五二一 東北町大字新館字屋敷添五七の一	平成 一八・三・三 就任 "

理事	榎館 長吉	七戸町大字新館字八幡四一の四八	六・四・四 退任
理事	塚尾 光男	七戸町字藤森二〇の七九	〃
理事	相馬喜代美	〃 〃 四	〃
理事	杉村 善吉	東北町大字新館字八幡三	〃
理事	内山勝太郎	七戸町字七戸二五二	〃
理事	花松 正隆	東北町大字新館字屋敷添五七の一	〃
理事	町屋 光弘	七戸町字花松林ノ根二二	〃
理事	田嶋 正通	東北町大字新館字籠六の一	〃
理事	中嶋 政志	七戸町字中嶋東道添五〇の二	〃
理事	大池 勉	〃 字中嶋長沢下一〇	〃
理事	柴田 瑞	〃 字大池九七	〃
理事	中嶋 勇光	東北町大字大浦字堀ノ内五の二	〃
理事	柴田 瑞	七戸町字花松林ノ根三一	〃
理事	中嶋 勇光	七戸町字花松林ノ根三一	〃
監事	花松 正隆	七戸町字花松林ノ根三一	〃
監事	町屋 光弘	東北町大字新館字籠六の一	〃
監事	田嶋 正通	七戸町字中嶋東道添五〇の二	〃
監事	中嶋 政志	〃 字中嶋長沢下一〇	〃
監事	大池 勉	〃 字大池九七	〃
監事	柴田 瑞	東北町大字大浦字堀ノ内五の二	〃
監事	中嶋 勇光	七戸町字花松林ノ根三一	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十八年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十八年六月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七九四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六四、九四五 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、六〇一人
- 西津軽郡選挙区 一七、九一六 人
- 南津軽郡選挙区 二五、九七九 人
- 北津軽郡選挙区 一六、八〇一人
- 上北郡選挙区 三一、〇四〇 人
- 下北郡選挙区 一〇、二六一 人
- 三戸郡選挙区 二四、三一八 人
- 青森市選挙区 七九、五八六 人
- 弘前市選挙区 五二、一〇五 人
- 八戸市選挙区 六四、五二九 人
- 黒石市選挙区 一〇、五三〇 人
- 五所川原市選挙区 一三、三四四 人
- 十和田市選挙区 一六、八七四 人
- 三沢市選挙区 一一、三六七 人
- むつ市選挙区 一三、三一一人

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------